資料4

茨城県神栖町における揚水調査及び汚染地下水処理について

1.　概要

① 地下水汚染メカニズムを解明するために必要な透水係数等を求めるため（透水性等の調査）、ポイントとなる地点において地下水の揚水試験を行います。

② 揚水により発生する汚染地下水は、A井戸近傍に設置する仮設水処理プラントにて処理を行い、環境基準まで浄化された処理水は現場で地下浸透を行います。

2.　概略図

以下に、計画の概略図を示します。

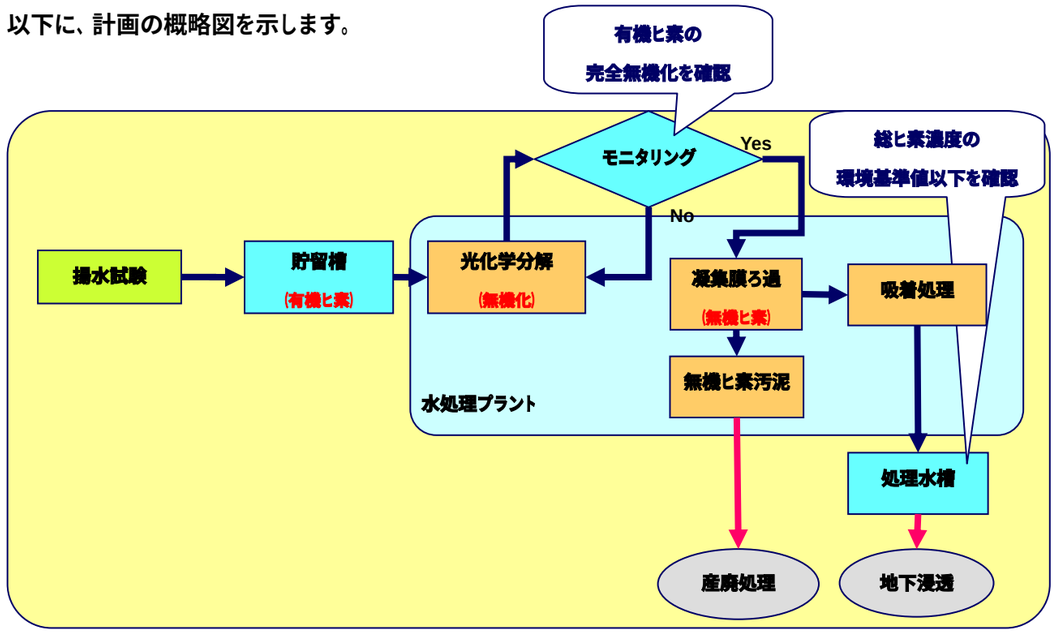

- 水処理の途中において有機ヒ素の分解確認を行います。また最終処理水は総ヒ素濃度の分析を行う二段階の評価を行っており、信頼性・安全性が確実に確保された処理水が得られます。
- 揚水試験は日中のみ行い、水処理プラントは24時間運転を行います。水処理に伴う騒音は有りません。
- 水処理装置は建屋内に設置し、敷地内はシート敷きによる漏洩防止対策をとります。
- 水処理はダイオキシン類の分解に実績のあるオゾンと紫外線を用いた「光化学分解」と呼ばれる常温・常圧のシステムを採用しており、特殊な化学薬品は用いておりません。

3.　配置図

水処理プラントは、掘削調査の南側に隣接する場所に設置します。

4.　安全性の配慮

① 車両についてはガードマンを配置し、交通安全につとめます。

② 防犯のため、警備員を24時間配備致します。

5.　工程表（予定）

	項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
1	**計画準備作業**	←→	←→					
2	**仮設、基礎工事** 仮設物や水処理施設を据え付けます。		←→	←→				
3	**井戸掘削** 揚水井戸や観測井戸を掘削します。		←→	←→	←→			
4	**揚水試験・水処理** 揚水試験と汚染水処理を行います。			←→	←→	←→	←→	←→
5	**解体撤去等** 設置した仮設物を解体撤去します。						←→	←→